

資料 12-1 (午後)	平成 30 年 3 月 22 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

新規サービスの追加について（就労定着支援等）

■就労定着支援の創設

①基本的な考え方

- ・就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。

②サービスの対象者

- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者を対象とする。

③職員配置

- ・以下の職員を配置する。
 - 一 就労定着支援員
常勤換算方法で、利用者の数を 40 で除した数以上（資格要件は定めない。）
 - 二 サービス管理責任者
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上
 - イ 利用者の数が 60 以下 1 以上
 - ロ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

※就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

④基本報酬・加算の設定

ア 就労定着率に応じた基本報酬の評価

- ・利用者との対面による支援を月 1 回以上行うことを算定要件とする。
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数（雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数）の割合）に応じた基本報酬とする。また、利用者数の規模に応じた報酬設定とする。

イ 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

- ・就労定着支援のサービス利用終了者が雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者職業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に 3 年 6 月以上 6 年 6 月末満の期間継

資料 12-1 (午後)	平成 30 年 3 月 22 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

続いて就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

ウ 就労定着を促進するための評価

- ・ 障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

エ 中山間地域等に居住する利用者を支援した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

オ アセスメントを要する利用者を受け入れた場合の評価

- ・ 就労定着支援については、就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

※初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めないこととする。

■日中サービス支援型共同生活援助の創設

- ・ 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。
- ・ 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。

また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定する。

- ・ 日中サービス支援型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、夜勤職員を加配する場合は、更に一定単位数を加算する。
- ・ 日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合は適用しない。
- ・ 従来の共同生活援助で規定される加算等については、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用する。

■共生型サービスの創設

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

資料 12-1 (午後)	平成30年3月22日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

(1) 対象サービス

○居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。

(2) 指定基準

○介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

(3) 基本報酬・加算

○障害福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。

①本来の障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。

②現行の基準該当サービスを参考に設定。

○なお、各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。

○その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。